

米子市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成26年11月14日

一部改正 令和7年9月9日

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、鳥取県が公表した「鳥取県産材利用推進指針（鳥取県木材利用促進基本方針）」（令和5年2月改正）に即して策定するものであり、本市で育ち伐採生産及び製材加工された木材を中心とする地域材（日野川流域産・鳥取県内産を含む。以下「木材」という。）を建築物等に積極的に利用することによる地域の持続的発展及びSDGsの達成を目的として、建築物等における木材の利用促進の意義、目標、その他必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材の利用促進の意義

木材の重さの約5割は、樹木が大気から二酸化炭素を吸収して固定した炭素であり、木材を建築物や土木工作物等で使用することは、吸収した二酸化炭素を長期間にわたって貯蔵することとなり「都市等における第2の森林づくり」と言える。また、木材の加工に要する消費エネルギーは、鉄の40分の1、アルミニウムの70分の1と格段に少ないことから、木材の利用は環境にやさしい取り組みである。

木材を使うことにより、「伐って」→「使って」→「植えて」→「育てる」という森林資源の循環利用が可能となり、地域の森林の保全に繋がるとともに、地場の林業や木材産業、住宅関連産業等の地域産業の活性化にも大きく貢献するものである。

第3 建築物等への木材の利用促進の目標

1 木材の利用を促進すべき建築物等

木材の利用を促進すべき具体的な建築物等は、以下のような広く住民一般に利用される施設等とし、幅広い分野で木材の利用推進を図る。なお、木材の使用に当たっては、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）等の新たな木質部材の使用に努める。

（1）学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅、庁舎、公共交通機関の旅客施設、道路の休憩所などの建築物

（2）道路、河川、公園、土地改良等の土木構造物

道路	木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、案内板、工事用看板、仮設防護柵、法面吹付材など
河川	杭柵、木工沈床、スギ合板型枠、案内板、工事用看板、仮設防護柵など

公園	あずまや、案内板、柵、標識類、遊具、野外卓、ベンチ、パーゴラ、歩道階段、手すり、木道、遊歩道路盤材、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵など
農業・農村	柵工、筋工、簡易土留め、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵など

(3) 備品、消耗品

備品	事務机、協議机、ロッカー、書棚、倉庫棚など
消耗品	文房具など

2 木造化を促進する対象としない建築物

以下に掲げる場合については、木造化を促進する対象としないものとする。

(1) 災害時の活動拠点室を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの。

(2) その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められるもの。

3 木材の利用を促進するための施策の具体的方法

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材以外の各種製品の原材料およびエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図る。

建築物の構造は、市内事業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法を活用した木造化についても検討を行うとともに、内外装の木質化も併せて検討する。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の備品や消耗品についても木製品の導入を検討するほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や建築物の適切な維持管理及び排煙など周りへの影響を考慮しつつ導入を検討する。

4 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

(1) 公共建築物

今後、本市が整備（新築・増築・改築）する低層の公共建築物（高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下で、延べ面積 3,000 m²以下の施設）については、木材の使用が適当でないと認められる場合を除いて木造化に努めるものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から、有利な場合もあることから、その採用も検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている公共建築物であっても、木材の耐火性能等に

関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

なお、木造化が困難な場合においては、内装等の木質化に努めるものとする。

(2) 道路、河川、公園、土地改良等の公共土木工事における木造構造物

本市が行う公共土木工事において、コストや維持管理等を考慮して、可能な範囲で木造構造物を使用し、木材の利用促進に努めるものとする。

(3) 備品、消耗品等

本市が公共建築物に導入する備品、消耗品等は、可能な限り木材を原料とした製品を使用することに努めるものとする。

(4) 暖房器具等

本市が公共建築物に暖房器具やボイラー等を導入する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等の選定について、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制を考慮しながら導入促進に努めるものとする。

第4 建築物等における木材利用促進に必要な事項

1 木材利用促進の要請

本市以外の者が整備する建築物等においても積極的に木材が利用されるよう、建築物の整備主体に対し、木材の利用促進に係る理解と協力を得るよう広く呼びかけるものとする。

2 ライフサイクル等の考慮

公共建築物の整備に当っては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努めるものとする。

第5 木材の適正な供給確保に関する基本的事項

建築物等における木材の利用促進を図るには、当該施設の建設に必要な木材が低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者、森林組合・素材生産業者等の林業事業体、製材業者その他の木材供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、林業施業の集約化等による低コスト林業の推進、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備に係る木材のニーズに応じた乾燥剤等の適切な供給のための木材加工の高度化及び流通の合理化等を推進するものとする。

第6 その他の事項

1 推進体制

木材の利用を促進する観点から、庁内関係課において情報共有し連絡調整を図る。

また、国、県及び各関係機関と円滑な連絡調整に取り組むとともに、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発等を行うものとする。